

## 「宇都宮市景観計画」の改定について

### 1 改定の目的

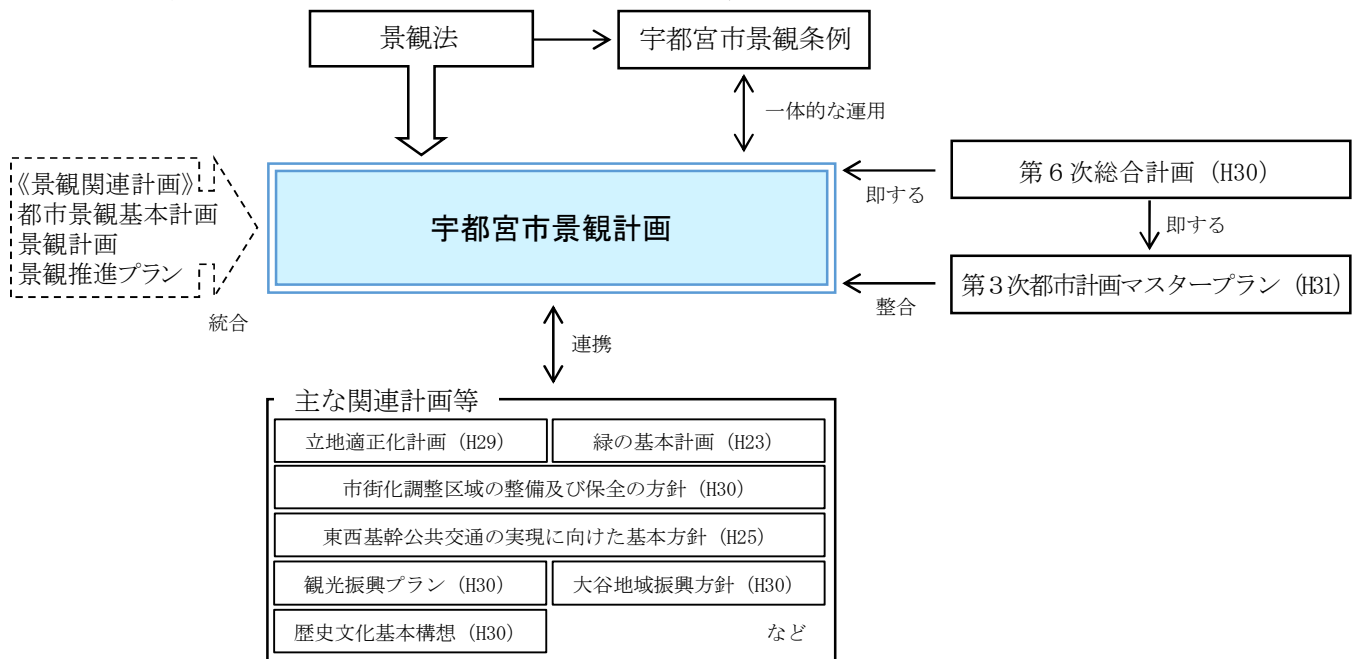
本市においては、これまで「宇都宮市都市景観基本計画」や「宇都宮市景観計画」等に基づき、良好な景観形成に向けて取り組んできたところである。

このような中、上位計画である、平成30年3月策定の「第6次宇都宮市総合計画」や、「第3次都市計画マスタープラン」における将来のまちづくりとの整合、LRT整備や日本遺産等の事業との連携など、本市景観行政を取り巻く社会情勢の変化への早急な対応が必要である。

このようなことから、本市ならではの景観を保全、活用、創出することで、市民や来訪者が魅力と誇りを感じ、後世に継承すべき美しい宇都宮の形成に資するため、景観関連計画等の一体的な見直しを図りながら、改定するもの。

### 2 計画の位置づけ

- ・ 景観法第8条第1項の規定に基づく「良好な景観の形成に関する計画」であり、都市計画法など、関連する様々な法律との連携を図りながら、総合的・横断的な施策の推進に取り組む。
- ・ 第6次宇都宮市総合計画の分野別計画に掲げる基本施策である「暮らしやすく魅力のある都市空間を形成する」を実現するための計画であり、都市計画マスタープランなどのまちづくりにおける計画との整合・連携を図る。
- ・ 都市景観基本計画等の景観関連計画を統合し、本市の景観施策の総合的な指針とする。



### 3 計画期間

2019（平成31）年度から2028（平成40）年度までの10年間とし、「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」が見通す2037（平成49）年度を見据えた計画とする。

#### 4 改定経過

- 平成30年 8月～ 庁内策定委員会（策定委員会4回，作業部会2回）  
11月～ 景観審議会（2回：11月・1月）  
平成31年 1月 パブリックコメントの実施  
2月 都市計画審議会からの意見聴取  
3月 景観審議会からの答申

#### 5 計画の内容及び特徴

##### (1) 内容

・「宇都宮市景観計画」概要版・・・別紙

##### (2) 特徴

###### ア LRT整備と連携した景観まちづくり

新たな交通軸となるLRT沿線では，展開する多様な景観の特性に応じた，賑わいや落ち着きのある空間の形成を図る必要があることから，LRT沿線における魅力的な街並みの創出に向け，各地域の特性に応じた良好な景観の形成に取り組む。また，屋外広告物について，新たな規制・誘導により，LRTと調和した沿線の景観や良好な眺めの保全に取り組む。

- ・景観形成重点地区等の指定による景観形成【新規】
- ・屋外広告物の設置に係る新たな基準の策定による規制・誘導の推進【新規】

###### イ 大谷地域における地域振興・観光振興等と連携した景観まちづくり

「石の里」として，大谷石にまつわる歴史・文化や産業，豊かな自然環境など，特色ある資源を有し，本市において特徴的な景観を形成している大谷地域において，今後の更なる魅力向上のため，地域振興や観光振興，日本遺産などの文化振興との連携を図りながら，大谷地域ならではの資源を活かした景観形成を推進する。

- ・景観形成重点地区等の指定による景観形成【拡充】
- ・屋外広告物制度と連携した規制・誘導の推進【拡充】

###### ウ 特徴的な景観の保全・活用

本市ならではの街並みを形成する大谷石建築物等の保全・活用や，来訪者が滞留等する場所における良好な眺めの保全・活用，本市を代表する景観資源へのライトアップによる夜間景観の創出など，本市の魅力をさらに高めるための取組を推進する。

- ・市民協働による大谷石建築物等の保全・活用【新規】
- ・魅力的な眺望景観の保全・活用の検討【新規】
- ・魅力・回遊性向上や賑わい創出につながる夜間景観の創出【拡充】

「宇都宮市景観計画」概要版

第1章 景観計画の背景・目的・位置付け

1 景観計画策定の背景と目的【P1】

(1)景観計画策定の背景

【国の動き】

・観光振興の観点からの、地域の景観資源を活かしたまちづくりを推進している。

【市の動き】

・第6次総合計画及び第3次都市マス等が目指す将来のまちづくりとの整合を図りながら、都市機能が集積した地域拠点等の形成や、LRT整備に伴う新たな街並みの形成、大谷地域における地域振興及び歴史・文化を活かしたまちづくりの推進など、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

⇒本市の都市景観形成を取り巻く社会経済情勢の変化等への対応が求められている

(2)景観計画の目的

・本市独自の景観を保全、活用、創出することで、市民同士の連帯感や郷土への愛着を育み、保全と調和に配慮した良好な景観形成を推進する。

・市民や訪れる人々に宇都宮の魅力と誇りを感じてもらい、後世に継承すべき美しい宇都宮の形成に資する。

(3)景観計画の位置付け

・景観法の規定に基づく「良好な景観の形成に関する計画」

・都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法など、関連する様々な法律との連携を図りながら、総合的・横断的な施策を推進

・第6次総合計画における基本施策を実現するための計画

(4)計画期間：平成31年度から平成40年度までの10年間

(5)景観計画の対象区域：宇都宮市全域

2 景観計画の性格と役割【P7】

景観法に基づく法定計画であり、本市における景観形成の基本的な方針や新たな施策展開を示した計画である。

第2章 宇都宮市の景観の現状と課題

1 宇都宮市の景観特性【P9】

景観形成に向けた理念や方針、その実現に向けた取組等を定める前提として、本市の景観特性を「自然」、「郷土」、「都市」の観点から整理

2 これまでの景観施策の現状と課題【P27】

(1)市民・事業者の景観意識の高揚

【現状】・市民参加型の取組、官民連携による広報活動により意識高揚の機会が充実  
・参加者の年代に偏りがあり、特に若年層に対する意識高揚が不十分

【課題】・若年層を対象とした景観に関する意識付けや高揚をより一層図る必要がある

(2)市民主体・市民協働の景観形成

【現状】・景観整備機構等の住民組織と連携した景観づくりや普及啓発等の取組が充実  
・市民主体の活動に関し、顕彰制度の拡充や周知機会の創出を図ったが不十分

【課題】・市民協働により地域資源を活かした地域ならではの景観形成が求められる  
・景観形成重点地区指定後の地域住民等の主体的・継続的な活動が求められる

(3)規制・誘導による景観形成

【現状】・景観形成重点地区等を指定し景観形成が図られつつあるが、当初想定していなかった工作物等に対する規制・誘導は不十分な点が見受けられる

・本市の魅力を享受できる、良好な眺めの確保には取り組めていない

【課題】・地域拠点等における景観形成やLRT整備・大谷地域振興などと連携した取組が求められる

・新たな課題に対する街並み景観への配慮に向けた検討を行う必要がある

(4)新たな魅力ある景観の創出

【課題】・本市らしい、新たな魅力ある景観の創出に向けて、LRT沿線や大谷地域等における景観まちづくりを推進する必要がある

第3章 良好な景観形成に関する方針

1 良好な景観形成に向けた理念【P31】

宇都宮らしい美しい都市景観の形成 —豊かな風土に育まれたうつくしの都(美しい宇都宮)づくり—

2 市全域における景観形成の基本方針【P32】

(1)協働による景観形成の方針

市民や事業者が主体的かつ積極的に良好な景観形成に努めることや、市が各種制度の活用による施策の実効性を高めるよう努めるとともに、普及啓発・意識高揚を図るなど、本市らしい景観の形成に向けて、市民や事業者、市が、それぞれの役割のもと相互に連携・協働して取り組んでいく。

(2)都市景観形成の方針

景観特性を整理した「自然」「郷土」「都市」に基づく、「緑」「水辺」「歴史・文化」の保全・活用、及び「街並み」「道路・広場」の調和を図り、美しく魅力ある景観を保全、活用、創出するため、これらの5つの特徴ごとに理念の実現に向けた方針を示す。

1)やすらぎのある緑景観の保全・活用・創出

・緑の軸の保全及び緑空間としての活用を図るとともに、自然との調和が実感できる眺望景観の確保に努める。

・市街地内においては緑を質的に充実を図り、都市の快適性の確保に努める。

2)うるおいのある水景観の保全・活用・創出

・河川の水辺空間等の保全・整備を図るとともに、都市空間における水と関わりのある生活風景の保全・創出に努める。

3)風格ある歴史文化景観の保全・活用・創出

・歴史・文化的資源を都市空間にとどめ、景観資源、観光資源として活用し、本市ならではの魅力的な景観の形成を推進する。

4)調和のある街並み景観の保全・活用・創出

・大谷地域における観光拠点としての魅力向上や、LRTと沿線の街並み等が調和した景観形成を促進する。

・景観特性に応じた統一性と変化の均衡のとれた整備の誘導などにより、メリハリのある良好な都市空間を形成する。

5)快適な道路・広場景観の保全・活用・創出

・街路樹などによる安全・安心で、うるおいのある道路空間の確保や市街地内の緑の拠点等として公園・広場の確保に努める。

・本市の魅力的な眺めが得られる場所について、眺望の保全向上に努める。

(3)地域別の景観形成方針

区分した5地域ごとに景観形成方針を掲げるとともに、景観特性に関係の深い「土地利用」の状況などから類型化した5つのゾーンごとに景観形成の方向を示す。

景観ゾーン	主な景観形成の方向
<b>1)北西部地域【景観形成方針：優れた自然景観や観光資源を保全・活用し、身近な自然と親しめる景観を目指す】</b>	
山地丘陵景観	山並みの稜線や緑景観の保全のための無秩序な樹木の伐採等の抑制や建築物や太陽光発電施設等への配慮に努める
田園集落景観	大谷らしい景観の保全・創出のため大谷石建築物等の保全・活用や楽しみながら回遊できる夜間景観創出・眺望景観保全に取り組む
住宅地景観	落ち着いたある住宅地の景観形成のため道路に面する部分の季節感を感じさせる植栽の設置による快適な街並み形成に取り組む
<b>2)北東部地域【景観形成方針：豊かな自然景観や田園景観、文化資源を保全・活用し、ひと・まち・自然が調和した景観を目指す】</b>	
山地丘陵景観	羽黒山における楽しみながら山並みを回遊できる、のどかさなどを感じさせる沿道の景観づくりに努める
田園集落景観	歴史・文化を感じさせる岡本家住宅等の周辺緑地の保全や集落群などの大谷石建築物等の保全・活用に取り組む
住宅地景観	地域拠点としての岡本駅周辺における魅力ある街並みや快適な街路空間の整備に取り組む
工業流通景観	工場内における緑地の適正な維持管理と植栽による緑化に努める
<b>3)中央地域【景観形成方針：自然と文化の調和を図りながら、憩いや安らぎを感じ、歩いて楽しめる景観を目指す】</b>	
山地丘陵景観	建築物等について八幡山などの丘陵の景観への配慮に努める
田園集落景観	休耕田やあぜ道などにおける植栽による沿道の魅力創出や耕作放棄地の適正な維持管理に努める
住宅地景観	小幡・清住の旧街道の歴史と新たな街並みが調和した良好な住宅地景観、街路景観を形成する
都心景観	県都の玄関口、LRTの起点にふさわしい本市の「顔」としての魅力ある景観形成に取り組む
工業流通景観	工場内における緑地の適正な維持管理と植栽による緑化に努める
<b>4)東部地域【景観形成方針：鬼怒川を中心に広がる田園景観を保全し、産・学・住が調和した景観を目指す】</b>	
田園集落景観	建築物や屋外広告物等についてLRTの車窓から眺める田園、山地、河川などの広がりを感じる眺望景観への配慮に努める
住宅地景観	LRT沿線における東側に広がる田園及び鬼怒川に配慮した沿線景観を形成する
工業流通景観	地域拠点・産業拠点であるテクノポリスセンター地区における自然環境と調和した快適で潤いのある街並み景観を形成する
<b>5)南部地域【景観形成方針：のどかさを感じさせる田園景観を保全し、立地の良さを活かした快適で活力のある景観を目指す】</b>	
田園集落景観	田川や姿川及び周辺の緑地の保全や、河川・河川岸の適正な維持管理に取り組む
住宅地景観	雀宮宿や芦谷家などの歴史・文化を感じさせる景観の保全に取り組む
工業流通景観	産業拠点であるインターパーク地区における自然環境と調和した快適で潤いのある街並み景観を形成する

## 第4章 良好な景観形成に向けた取組

### 1 景観形成に対する意識醸成【P50】

良好な景観形成に向けた取組を広げていくため、市民一人ひとりの景観に対する関心を高め、理解を得ることが大切であるため、様々な機会を捉えた意識醸成の取組を推進する。

### 2 市民、事業者、市の協働による景観づくり【P51】

景観形成の促進に向けた支援を図りながら、市民参加による景観づくりや、(仮称)市民遺産制度等と連携した市民主体・市民協働による景観づくりの促進に取り組む。

### 3 規制・誘導による景観形成【P52】

良好な景観を形成し、街並みや周辺景観に調和した整備の誘導を図るため、規制・誘導(行為の制限)や景観形成重点地区指定の考え方等を定めるとともに、景観に配慮した公共施設の整備等に取り組む。

#### ・良好な景観形成のための行為の制限

##### 1) 行為の制限に関する基本的な考え方

建築物等の意匠・色彩など、届出対象行為ごとに必要な規制・誘導(行為の制限)を定める。

##### 2) 景観形成重点地区等の指定の考え方

・特に良好な景観形成を図る必要がある地域を景観形成重点地区として指定し、地域特性に応じたきめ細かな景観形成を図る。

・関連する法制度の活用による特徴的な景観形成に取り組む。

・地域住民自ら景観形成に取り組む地域を景観形成推進地区として指定し、市民主体の景観づくりを促進する。

##### 3) 景観形成重点地区の指定方針

下記に掲げる本市の誇れる景観として特徴的な箇所を、候補地域に盛り込み指定に取り組む。

#### ア 個性ある景観

：歴史、風土特性が育んできた景観で、本市にしかない個性が光る景観

⇒大谷地域、日光街道

#### イ 郷土の景観

：地形や歴史、風土のなかで重要な位置を占め、ふるさととして市民に親しまれている景観

⇒二荒の杜、鬼怒川の自然、清住町通り・本郷町通り《新規》など

#### ウ まちのシンボル景観

：これまでのまちづくりにおいて形成されてきた本市の顔となる景観

⇒釜川周辺、J R 宇都宮駅周辺、L R T 沿線《新規》など

### 4 宇都宮市らしい景観づくりの推進【P59】

#### (1) 特徴的な景観の保全・活用

##### 1) 大谷石建築物等の保全・活用

市民協働により保全・活用を推進し、「石の街うつのみや」としての魅力ある景観形成を図る。

##### 2) 眺望景観の保全・活用

観光振興、地域振興に向けた眺望景観の保全について取り組む。

##### 3) 夜間景観の創出

本市のさらなる魅力や回遊性の向上、にぎわいの創出つなげる、良好な夜間景観形成を促進する。

##### 4) 緑景観の保全・創出

山並みや河岸段丘などの郊外部の豊かな緑の保全や、都心部の街並みを彩る緑景観の創出を図る。

#### (2) 景観に関わる施策事業等との連携

##### 1) ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた拠点形成と連携した景観まちづくり

関連計画等との整合を図りながら、各拠点の景観特性に応じた、景観形成のあり方等を検討する。

##### 2) L R T 整備と連携した景観まちづくり

各地域の特性に応じた良好な景観の形成や、屋外広告物に係る新たな規制・誘導によるL R Tと調和した沿線の景観や良好な眺めの保全に取り組む。

##### 3) 大谷地域における地域振興・観光振興等と連携した景観まちづくり

今後の更なる魅力向上のため、地域振興、観光振興、及び日本遺産などの文化振興との連携を図りながら、大谷地域ならではの資源を活かした景観形成を推進する。

## 第5章 計画の推進にあたって

### ○ 計画の進行管理【P63】

- ・定期的に景観形成に係る取組の進捗状況の評価と、以下の評価指標などを基に計画の評価を実施  
：景観形成重点地区等の指定数／景観啓発の参加者数／景観が良くなったと感じる市民の割合／街並みがきれいだと感じる来訪者の割合

## 【基準編】

### 第1章 市全域の行為の制限【P1】

- 1 届出対象となる行為
- 2 行為の制限

### 第2章 景観形成重点地区等の行為の制限【P3】

#### 1 景観形成重点地区

- (1) 宇都宮駅東口地区
- (2) 大通り地区
- (3) 白沢地区
- (4) 雀宮駅周辺地区
- (5) 岡本駅周辺地区

#### 2 景観形成推進地区

- (1) 中里原地区

### 第3章 景観重要公共施設【P35】

#### 1 景観重要道路

- (1) 宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路
- (2) 大通り

### 第4章 景観整備機構【P41】

- (1) 一般社団法人 栃木県建築士会
- (2) 特定非営利活動法人 大谷石研究会